

防府市戸籍等不正請求に係る本人通知制度実施要綱

平成23年11月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により交付する戸籍謄本等及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により交付する住民票の写し等（以下「戸籍等」という。）について、不正に交付の請求が行われた場合において、当該戸籍等を不正に請求された者（以下「請求対象者」という。）に対し通知することにより、戸籍等の不正請求及び不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(本人通知)

第2条 市長は、戸籍法又は住民基本台帳法に規定する罰金刑の確定又は不正内容についての国又は県からの通知等により、偽造、偽りその他不正の手段により戸籍等の請求を行った者（以下「不正請求者」という。）があることが判明した場合は、当該不正請求者が本市に対し行った戸籍等の請求について調査するものとし、当該不正請求者による戸籍等の請求があったときは、当該請求対象者に対し、防府市戸籍等不正請求に係る本人通知書（別記様式。以下「本人通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項に規定する本人通知書は、不正請求者が提出した戸籍等の交付請求書に記載された請求対象者に対し送付するものとする。ただし、死亡その他の理由により当該被請求者に送付できないときは、当該請求対象者の戸籍の筆頭者又は住民票の世帯主に対して送付するものとする。

(通知後の説明)

第3条 市長は、請求対象者から、前条の規定による通知の説明を求められたときは、次に掲げる事項を説明するものとする。この場合において、当事者及び関係者のプライバシーの保護に努めなければならない。

- (1) 当該不正請求に係る事実関係
- (2) 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく戸籍等の交付の仕組み
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示請求の方法

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市戸籍等不正請求に係る本人通知書

戸籍法の規定に基づき請求のあった戸籍謄本等又は住民基本台帳法の規定に基づき請求のあった住民票の写し等について、不正に請求されたものであることが判明したため、防府市戸籍等不正請求に係る本人通知制度実施要綱第2条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 請求対象者名
- 2 交付した戸籍等の内容
- 3 本籍又は住所
- 4 筆頭者又は世帯主
- 5 交付枚数
- 6 交付日
- 7 その他（個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の開示請求方法について）